

新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した場合の 2023 年度「後期分」授業料免除について

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生の皆さんに対して、
2023 年度「後期分」授業料免除の支援を行います。

以下の要件①②を全て満たす場合に、香川大学独自の授業料免除基準により支援を実施します。

(高等教育修学支援新制度の対象となる部分については、新制度による支援を行います。)

注意)既に大学独自制度の授業料免除に申請している方(申請予定を含む)は申請できません。

【要件】

- ① 国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は新制度の例に準ずる(※1))が提出できる者、または、家計急変後の世帯全体の所得(※2)が令和元年度～令和4年度のいずれかの年度の所得と比較し1/2以下となっている者。(家計急変後の所得は、家計急変後の直近3ヶ月分の所得合計を4倍したものをもって年間所得とします。)
- ② 香川大学授業料免除等選考基準を満たす者。

(※1)具体的には独立行政法人日本学生支援機構のホームページに掲載している「事由発生に関する証明書類」をご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html

(※2)公的支援の受給証明書が提出できない場合は、収入が大幅に減少していることを申告する所定の様式に用意できない事情を記入していただいたうえで、減少前の給与証明等1ヶ月分および減少後の給与証明等直近3ヶ月分を併せて提出いただくことにより、公的支援の証明書に替えることができる場合があります。

(※3)①に該当する場合でも、選考の結果、②を満たさない場合は支援の対象となりません。

免除申請を希望する方は、学生生活支援課(授業料免除担当)宛に 学籍番号・氏名・電話番号を記載して、**2023 年 9 月11日(月)までにメールで連絡をしてください。**

件名は「新型コロナ感染症による家計急変のための授業料免除について」としてください。
申請に必要な書類等は返信メールでお送りします。 **書類の提出締切は 9 月 25 日(月)です。**

9 月11日(月)までに連絡がないと申請できませんのでご注意ください。

(アドレス)gakusei-jyumen-h@kagawa-u.ac.jp

(電話番号)087-832-1163